

平成 31 年 3 月 14 日改正
令和 2 年 3 月 12 日改正
令和 3 年 3 月 17 日改正
令和 4 年 3 月 15 日改正

国立研究開発法人科学技術振興機構が
中長期目標を達成するための計画
(中長期計画)

認可：平成 29 年 3 月 29 日

国立研究開発法人科学技術振興機構

目 次

(序文)	1
(前文)	1
I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するために とるべき措置	2
1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言	3
1. 1. 先見性のある研究開発戦略の立案・提言	3
2. 知の創造と経済・社会的価値への転換	4
2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進	5
2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築	9
2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技 術外交の推進	12
2. 4. 情報基盤の強化	15
2. 5. 革新的新技術研究開発の推進	17
2. 6. ムーンショット型研究開発の推進	18
2. 7. 創発的研究の推進	19
2. 8. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進	20
3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成	20
3. 1. 未来の共創に向けた社会との対話・協働の深化	21
3. 2. 未来を創る次世代イノベーション人材の重点的育成	22
3. 3. イノベーションの創出に資する人材の育成	23
4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設	24
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	25
1. 業務の合理化・効率化	25
1. 1. 経費の合理化・効率化	25
1. 2. 人件費の適正化	25
1. 3. 保有資産の見直し	26
1. 4. 調達合理化及び契約の適正化	26
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	26
1. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	27

2.	短期借入金の限度額	27
3.	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	27
4.	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画..	27
5.	剰余金の使途	27
IV.	その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	27
1.	内部統制の充実・強化	27
1. 1.	統制環境及び統制活動.....	28
1. 2.	リスク管理及びモニタリング.....	28
1. 3.	情報と伝達及び ICT への対応.....	29
1. 4.	その他行政等のために必要な業務.....	29
2.	施設及び設備に関する事項	29
3.	人事に関する事項	30
4.	中長期目標期間を超える債務負担	30
5.	積立金の使途	30
(別紙)	31
	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	31
1.	予算（中長期計画の予算）	31
2.	収支計画	44
3.	資金計画	55

※括弧毎の事業が一定の事業等のまとまり。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 第 1 項の規定により、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の平成 29 年（2017 年）4 月 1 日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日までの 5 年間における中長期目標を達成するための計画（以下「中長期計画」という。）を次のとおり定める。

(前文)

機構は、基礎研究から実用化支援までの研究開発を実施するとともに、研究開発戦略の立案、知的財産創出支援、科学コミュニケーション、科学技術情報基盤整備、次世代人材育成等を総合的に推進し、科学技術基本計画の中核的な役割を担う機関として、我が国における科学技術イノベーションの創出に大きく貢献してきた。平成 27 年度からは国立研究開発法人となり、その第一目的である「研究開発成果の最大化」に向けて、機構の特長である組織の枠を超えた時限付で最適な研究開発推進体制（ネットワーク型研究所）により、我が国全体の研究成果の最大化に大きく貢献してきている。

一方、近年、産業ニーズや社会課題の高度化・複雑化により、基礎から応用、開発と研究を進めるリニアモデルが必ずしも通用しなくなっている。機構がこれまで以上に研究開発成果の最大化に貢献していくためには、変容する社会に対応し、マネジメントの戦略性を強化するとともに、戦略立案機能や科学技術情報基盤を自ら有している優位性を生かし、他機関の支援ではなく主体的な研究開発を行っていく必要がある。また、我が国の科学技術イノベーションを推進していくためには人材の育成と社会との対話・協働、すなわち共創が必須であり、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）でもその重要性が謳われているところである。

このため、機構は、以下の 4 つの柱を設定し、事業間連携も強化しつつ、科学技術イノベーションの創出に向け、総合的に推進していく。

- ・未来を共創する研究開発戦略の立案・提言
- ・知の創造と経済・社会的価値への転換
- ・未来共創の推進と未来を創る人材の育成
- ・世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設

上記の取組等を通し、本中長期計画期間においても、科学技術基本計画の中核的な役割を担う機関として、科学技術イノベーションの創出に貢献していく。

I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するために とるべき措置

機構は、科学技術基本計画の中核的な役割を担う機関として、研究開発戦略立案機能や科学技術情報基盤を自ら有する優位性やネットワーク型研究所としての特長を生かし、科学技術イノベーションの創出に向けて以下の通り事業を推進し、我が国全体の研究開発成果の最大化を目指す。

1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言

様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち共創を推進し、エビデンスに基づいた先見性のある研究開発戦略・シナリオを立案・提言し、機構の研究開発方針策定及び我が国全体の研究開発戦略へ貢献する。

2. 知の創造と経済・社会的価値への転換

文部科学省が示す全体戦略の下、ネットワーク型研究所として主体的に研究開発を推進する。また、科学技術の社会実装や知的財産活動の支援、国際共創、情報基盤の強化等を行う。

3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成

未来社会の共創に向けた様々なステークホルダーによる対話・協働を促し、対話・協働の成果を戦略立案や研究開発に反映する。また、次世代人材の育成や科学技術イノベーションの創出に果敢に挑む多様な人材の育成を行う。これらにより、持続的な科学技術イノベーションの創出へ貢献する。

4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設

資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム（注）の構築を目指し、大学ファンドの創設に向けた取組を進める。

注 生態系システムのように、それぞれのプレイヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。

機構は、国立研究開発法人や大学、企業等とのパートナーシップに基づくネットワーク型研究所という特長を最大限生かし、先見性と戦略性、多様性と柔軟性に満ちた事業運営を行う。また、科学技術イノベーションの創出には、多様な人材の関与が必要であることから、女性や外国人等の事業への参画を促す。なお、事業を推進するに当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化することとする。

1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言

大変革時代において、科学技術の振興及びイノベーション創出を通じて、我が国が将来にわたり競争力を維持・強化し、国際社会の持続発展に貢献していくため、先行きの見通しが立ちにくい中であっても国内外の潮流を見定め、社会との対話・協働や客観データの分析を通じ、科学への期待や解決すべき社会的課題を可視化して、先見性のある研究開発戦略を立案・提言する。

1. 1. 先見性のある研究開発戦略の立案・提言

各種調査・分析を行うとともに、先見性のある質の高い研究開発戦略・社会シナリオの提案を行う。なお、機構内の研究開発戦略立案機能の相互の連携を強化するとともに、機構の経営や研究開発事業との連動性を強化する。

[推進方法]

(共通事項)

- ・調査・分析においては、最新の価値ある情報の収集を可能とする人的ネットワークを構築するとともに、機構の他事業等で得られた情報を最大限活用する。
- ・研究開発戦略及び社会シナリオの策定に当たっては、様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち共創を推進する。その際は、3. の科学コミュニケーション活動と有効に連携する。
- ・機構は、得られた成果について、我が国の研究開発戦略への活用等、時宜を捉え、国、大学、企業及び地方自治体等の様々なステークホルダーに向けて積極的に発信し、幅広い活用を促進する。また、研究開発戦略や社会シナリオ・戦略等に基づいて実施された機構内外の研究開発成果の状況について適宜把握し、品質向上の取組等に生かす。

(研究開発戦略の提案)

- ・機構は、国内外の科学技術政策及び研究開発の動向等について、科学技術政策立案担当者や研究者等との意見交換を重視しつつ、最先端の研究動向を含む科学技術分野の俯瞰、社会的・経済的ニーズ等の社会的期待・課題の分析、グローバルな研究開発ネットワークへの参画等による海外の情報収集及び比較等により調査・分析を行う。
- ・機構は、飛躍的な経済成長を遂げ、科学技術大国になりつつある中国の科学技術政策や研究開発の動向及び関連する経済・社会状況について、双方向の発信・理解促進を重視し、戦略的な立案・提言に資する幅広い分野のデータの収集・調査・分析を行う。
- ・機構は、上記の調査・分析の結果に基づき、今後重要となる分野、領域、課題及

びその研究開発の推進方法等を系統的に抽出し、人文社会科学の視点を取り入れ、実用化までも見据えた、研究開発戦略の立案・提言を行い、機構の研究開発方針へ活用するとともに、我が国の研究開発戦略への活用等、幅広い活用を促進する。

(社会シナリオ・戦略の提案)

- ・機構は、パリ協定の発効等を踏まえた 2050 年の低炭素社会実現の社会シナリオ・戦略策定のため、産業構造、社会構造、生活様式、技術体系等の相互連関や相乗効果の視点から基礎となる調査・分析を行う。調査・分析に当たっては、機構の他の関連業務との連携を重視し、提案する社会シナリオ・戦略の向上をはかる。
- ・機構は、低炭素社会実現について、人文社会科学及び自然科学の研究者が参画する実施体制を構築し、上記の調査・分析の結果に基づき、幅広い分野の関連機関と連携を行いつつ、将来の社会の姿を描き、その実現に至る道筋を示す質の高い社会シナリオ・戦略の立案・提言を行い、機構の研究開発方針へ活用する。

[達成すべき成果（達成水準）]

関連するモニタリング指標の数値が前中期目標期間と同水準であり、下記が認められること。

- ・様々なステークホルダーによる参画を得、先見性のある質の高い研究開発戦略や社会シナリオを立案する。
- ・研究開発戦略や社会シナリオ等の成果物や提供した知見・情報が機構、関係府省、外部機関等において広く活用される。

2. 知の創造と経済・社会的価値への転換

機構は、ネットワーク型研究所としての特長を生かし、変容する社会に対応し、イノベーションにつながる独創的・挑戦的な研究開発を主体的に推進することで、未来の産業構造と社会変革に向けた新たな価値の創出と経済・社会的課題への対応を行う。

そのために、未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進、戦略的な研究開発の推進、産学が連携した研究開発、共創の「場」の形成支援、企業化開発・ベンチャー支援・出資、知的財産の活用支援を進めるとともに、これらの細分化された研究開発プログラム別の運用体制を本中長期目標期間中に抜本的に再編を行う。具体的には、より効果的・効率的に研究開発を推進するために、産学官で将来のビジョン・課題を共有した上で文部科学省が示す全体戦略に基づき、プログラム・マネージャー（以下「PM」という。）の下で基礎研究から実用化支援、知的財産化まで一貫して実施可能な体制を構築する。その際、イノベーションが基礎研究段階からも非連続的に創出されることに留意しつつ、研究開発の進展段階に合わせて産学官連携へ

の橋渡し支援、ベンチャー起業支援、知的財産の創出及びマネジメント支援等、イノベーション創出に向けて必要な支援を有機的に組み合わせて実施することとし、そのために必要な切れ目のない一貫した支援を可能とするマネジメント体制とする。また、「1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言」の研究開発戦略立案機能との連動性を強化し、活用する。

機構は、自然科学と人文社会科学の知見を活用し、ステークホルダーと共創する社会技術研究開発、国際共同研究や研究開発プログラムの国際化による国際共創、大学及び技術移転機関等における知的財産活動の支援、情報基盤の強化を推進し、知の創造と経済・社会的価値への転換を促進する。

さらに、機構は、オープンイノベーションを促進するため、国益に留意した上でのオープンサイエンス(注)の推進や、戦略的な情報発信の強化を図る。また、機構は、研究成果の活用促進のため、機構が保有する知的財産について戦略的なマネジメントを行う。加えて、機構は、若手研究者が参画する研究開発プログラムの推進や産学官の共創の「場」の活用による多様な研究人材の育成及び対話・協働で得られた社会的期待や課題の研究開発への反映を行う。

注 オープンアクセスと研究データのオープン化(オープンデータ)を含む概念。

2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進

機構は、ネットワーク型研究所としての特長を生かし、変容する社会に対応し、イノベーションにつながる独創的・挑戦的な研究開発を主体的に推進することで、未来の産業構造と社会変革に向けた新たな価値の創出と経済・社会的課題への対応を行う。研究開発の推進に当たっては、未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進、戦略的な研究開発の推進、産学が連携した研究開発を進めるとともに、産学官で将来のビジョン・課題を共有した上で文部科学省が示す全体戦略の下、従来の細分化された研究開発プログラム別の運用制度を次項2.2.に位置付けられる制度も含めて本中長期目標期間中に抜本的に再編し、PMの下で基礎研究から実用化支援、知的財産化まで一貫して実施可能な体制を構築する。また、機構は、戦略的なマネジメントを行う仕組みを構築することとし、その状況を点検し、適宜改善を行う。さらに、第5期科学技術基本計画において、経済・社会的インパクトが大きい挑戦的な研究開発プロジェクトの普及拡大が求められていることから、成功率は低いながらも成功すれば大きなインパクトが得られる挑戦的な課題にも果敢に取り組む。加えて、社会問題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文社会科学及び自然科学の様々な分野やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進する。

[推進方法]

(未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進)

機構は、社会・産業ニーズを踏まえた経済・社会的にインパクトのあるターゲット（出口）を明確に見据え、実用化が可能かどうかを見極められる段階を目指した研究開発を推進する。具体的には、文部科学省が示す方針の下、現在の技術体系を変え、将来の基盤技術となる技術にかかる研究開発、及び戦略的創造研究推進事業等で創出された技術シーズや社会・産業ニーズを踏まえ挑戦的かつ明確なターゲットを設定し、斬新なアイデアを絶え間なく取り入れる仕組みを導入した研究開発を推進する。

- ・機構は、文部科学省が示す方針の下、外部有識者・専門家の参画を得て、研究開発課題のテーマ、PM、研究開発課題等を選定する。
- ・機構は、PMの活動を支援する体制を構築する。
- ・機構は、研究開発の推進に当たっては、PMのマネジメントのもとで、研究開発の加速、減速、中止、方向転換、課題の統合等を柔軟に実施する。
- ・機構は、PM及びPMの推進する研究開発課題を評価する。
- ・機構は、随時公募、スモールスタート・ステージゲート評価等の斬新なアイデアを絶え間なく取り入れる仕組みを導入し、競争環境の下で挑戦性・独創性を確保するとともに、他の研究開発事業等の有望な成果の取り込みを図る。

（戦略的な研究開発の推進）

機構は、我が国が直面する重要な課題の達成に向けて、文部科学省が定めた社会的・経済的ニーズを踏まえた戦略目標や文部科学省が策定した研究開発戦略、実社会の具体的な問題解決を目指した目標、といった戦略的な目標等の下、研究領域等（以下「領域」という。）を組織の枠を超えて時限的に設定し、関連機関とも密接に連携して、科学技術イノベーションにつながる創造的な新技術の創出のための研究開発を推進する。具体的には、戦略目標の実現に資する創造的な新技術の創出に向けた基礎研究（以下「新技術シーズ創出研究」という。）、中長期にわたって温室効果ガスの削減を实践するための従来技術の延長線上にない新たな科学的・技術的知見に基づいた革新的技術の研究（以下「先端的低炭素化技術開発」という。）、社会を直接の対象として、自然科学と人文社会科学の双方の知見を活用した、ステークホルダーとの協働による社会技術研究開発をそれぞれ推進する。加えて、新技術シーズ創出研究の推進に当たっては、科学技術イノベーションを創出し、実用化を目指す観点から、有望な成果について、イノベーション指向のマネジメントによって研究を加速・深化する取組を行うことにより、基礎研究から研究成果の展開に至るまでを切れ目なく推進する。

- ・機構は、文部科学省が示す戦略的な目標等に基づき、外部有識者・専門家の参画を得て、領域及びプログラム・オフィサー（以下「PO」という。）等を選定する。なお、領域、PO等の選定に当たっては、手順、選定の背景等の理由や経緯等を具体的かつ詳細に公表するとともに、それらの選定が適切であったかどうかの

事後評価を厳格に行い、透明性を確保する。

- ・機構は、PO 等の方針の下、研究者及び研究開発課題を選抜する。このために、自らの目利き能力を高め、優れた技術につながる先導的・独創的な研究構想を有する意欲ある研究者の発掘に努める。
- ・機構は、PO 等の運営方針の下、研究開発課題の特性や進展状況等に応じた効果的な研究開発を推進するため、研究開発課題採択時に研究開発計画を精査するとともに、研究開発の進捗に応じた研究開発計画の機動的な見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- ・先端的低炭素化技術開発については、研究開始から 10 年程度経過時点で実用化の見通しが得られるようにするため、研究進捗段階毎（1～3年）に行われる目標達成の見通しの評価（ステージゲート評価）において、研究開発の継続・拡充・中止等を決定する。なお、その取組を他事業においても参考にする。効率的・効果的な推進のため、機構の他の関連業務の成果を活用する。
- ・社会技術研究開発の推進に当たっては、機構は、取り組むべき社会的問題の調査分析・課題の抽出を行い、目標を設定する。

（産学が連携した研究開発成果の展開）

機構は、大学等の知見を活用して、企業が単独では実施しづらい基盤的かつ挑戦的な研究開発を推進し、産業界へシームレスにつなげることにより科学技術イノベーションの創出に貢献する。

- ・機構は、PO を選定し、外部有識者や専門家の参画を得つつ、実用化を見据えて、研究開発課題を選抜する。
- ・機構は、PO の運営方針の下、研究開発課題の段階や特性などに応じた効果的な研究開発を推進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- ・機構は、産学の対話の場において、大学の知見や研究開発の進捗に関わる様々な情報を共有し相乗効果を促すことにより、研究課題の効果的な推進や、産業界における技術課題の解決に資する知見の創出、企業における研究成果の活用を促進する。
- ・機構は、大学等の知見を活用して、研究開発テーマを設定し、産学の研究者から構成される複数の研究開発チームを形成して、産業創出の礎となりうる技術の確立に向けた研究開発を実施する。
- ・機構は、専門人材を配置し、既存の産学官金連携ネットワーク等と協力しつつ、地域の企業ニーズを戦略的に把握し、地域の枠組みを越えて全国の大学等シーズと結びつけ、共同研究から実用化に導く取組を推進する。
- ・機構は、先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発、開発された機器の利用促進や実用化・企業化に当たり、その効果的推進を図る。

[達成すべき成果（達成水準）]

関連するモニタリング指標の数値が順調に推移し、下記が認められること。

(未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進)

- ・研究期間（8～10年）終了時に、採択された挑戦的な研究開発課題のうち約2割が、実用化が可能かどうかを見極められる段階を達成すると期待される研究開発活動を行っていること。
- ・顕著な研究成果や実用化等、社会的インパクトのある成果が創出されていること。
- ・研究開発過程で得られた知見等の活用がみられること。副次的効果、波及効果が見られる場合には当該効果について評価する。

関連するモニタリング指標の数値が前中期目標期間と同水準であり、下記が認められること。

(新技術シーズ創出研究)

- ・課題・領域間連携や研究者の多様性の確保、産業や社会実装への展開促進に向けた活動等の研究分野ごとの適切な領域マネジメントを行っていること。
- ・国際共同研究の拡大や海外FAとの連携・深化を行っていること。
- ・プログラム・ディレクター（以下「PD」という。）会議を通じて、研究者等からの改善要望等も踏まえた制度改善・見直しを行い、適切な事業運営をしていること。
- ・顕著な研究成果（新技術シーズ）や、実用化等、社会的インパクトのある成果が創出されていること。

(先端的低炭素化技術開発)

- ・課題・領域間連携や研究者の多様性の確保、産業や社会実装への展開促進に向けた活動等の研究分野ごとの適切な領域マネジメントを行っていること。
- ・国際共同研究の拡大や海外FAとの連携・深化を行っていること。
- ・PD 会議を通じて、研究者等からの改善要望等も踏まえた制度改善・見直しを行い、適切な事業運営をしていること。
- ・中長期的な温室効果ガスの排出削減に貢献することが期待できる革新的な技術の創出につながる研究成果が創出されていること。

(社会技術研究開発)

- ・実社会の具体的な問題解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題への対応に資する研究成果を得るため及びそれらの成果の展開を促すためのマネジメントを行っていること。

- ・実社会の具体的な問題解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制的・社会的課題への対応に資する成果を生み出していること。

(産学が連携した研究開発成果の展開)

- ・フェーズに応じた優良課題の確保や次ステージにつなげるための適切な研究開発マネジメントを行っていること。
- ・フェーズに応じた適切な研究開発成果の創出や次ステージへの展開をしていること。
- ・追跡調査等により課題終了から一定期間経過後も、制度の趣旨を踏まえつつ研究成果の展開や社会還元につながる活動が見られること。

2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築

大学や公的研究機関の研究成果が産業界・社会へ橋渡しされ、持続的にイノベーションを生み出す環境を形成するためには、産学官の人材、知、資金を結集させ、共創を誘発する「場」の形成が重要である。そのため、機構は、ネットワーク型研究所としての特長を生かした組織対組織の本格的産学官連携を強化するためのシステム改革に資する取組を推進することにより、大学・公的研究機関等を中心とした場の形成と活用を図り、大学・公的研究機関の産学官連携のマネジメント強化を支援するとともに、企業化開発やベンチャー企業等への支援・出資、知的財産の創出支援等を行い、民間資金の呼び込み等を図る。これらを通して、機構は、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築に貢献し、地域の優位性も生かしつつ、未来の産業構造と社会変革に向けた新たな価値の創出と経済・社会的課題への対応を行う。

[推進方法]

(共創の「場」の形成支援)

機構は、産学官の人材、知、資金を結集させ共創を誘発する「場」の形成等を図ることで、産学官の人材、知、資金の好循環システムを構築し、科学技術イノベーションの創出に貢献する。具体的には、以下の推進方法を実施する。

- ・機構は、PD の運営方針の下、大学・公的研究機関等を中核とした共創の「場」の形成と活用を図るため、成果の社会実装に資する産学共同研究、人材育成等を統合的に運用する取組を支援する。その際、文部科学省から支援すべき分野等の提示があった場合には、それらを含めた支援を実施する。
- ・機構は、PO を選定し、外部有識者や専門家の参画を得つつ、社会実装を見据えて、研究開発課題を選抜する。
- ・機構は、PO の運営方針の下、研究開発課題の段階や特性などに応じた効果的な研究開発及び社会実装に向けた取組を推進するため、研究開発の進捗に応じて

研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

- ・機構は、マッチングファンド方式等により、基礎研究段階も含め研究開発段階に応じた企業負担を促進し、民間資源の積極的な活用を図る。
- ・機構は、大学、公的研究機関、企業等の多様な主体を引き寄せ、産学共同で設定した共通の目標に基づき、基礎研究段階から社会実装を目指した産学連携による最適な体制を構築し、各研究開発段階に応じた産学共同研究を推進する。
- ・機構は、民間資金に加えて各種外部資金ともマッチングさせ、国内外の大学・公的研究機関等の人材、知、資金が糾合する場の形成を促進する。
- ・機構は、科学技術イノベーションを担う人材育成に係る産学パートナーシップの拡大に資する取組を推進する。

(企業化開発・ベンチャー支援・出資)

イノベーションを結実させる主体である企業の意欲をさらに喚起し多様な挑戦が連続的に起こる環境を整備するとともに、機動的な意志決定の下、迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業の支援等を通じて民間資金の呼び込み等を図る。具体的には、以下の推進方法を実施する。

- ・機構は、PD の運営方針の下、大学等における新産業の芽となりうる技術シーズの実用化、事業化ノウハウを持った専門人材を活用したベンチャー企業の創出に資する研究開発等、地域の優位性ある研究開発資源を、組織・分野を越えて統合的に運用する。
- ・機構は、PO を選定し、外部有識者や専門家の参画を得つつ、実用化や事業化を見据えて、研究開発課題を選抜する。
- ・機構は、PO の運営方針の下、研究開発課題の段階や特性などに応じた効果的な研究開発を推進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- ・機構は、有望な技術シーズの発掘から事業化に至るまでの研究開発段階や目的に応じた、最適な支援タイプの組み合わせによる中長期的な研究開発を行う。
- ・機構は、研究開発の推進に当たり、基礎研究段階も含め、マッチングファンド方式等により、研究開発段階に応じた企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。
- ・機構は、新規事業創出のノウハウを持つ民間の専門人材を事業プロモーターとして活用することで、市場に大きく展開する可能性を持つ大学等の技術シーズを効果的に選定するとともに、ベンチャー企業創出に向けた研究開発及び企業化活動を促進する。
- ・機構は、機構の研究開発成果を実用化する事業を行うベンチャー企業への出資を行うに際しては、各ベンチャー企業の事業計画を適切に評価する。出資先企業における研究開発成果の実用化の進捗状況の把握や、適切な人的・技術的援助の

実施により、当該企業の事業活動を通じてハイリスクではあるがポテンシャルを秘めた研究開発成果の実用化を促進する。機構は、出資先企業の経営状況を適切に把握し、出口戦略を見据えて本事業を行う。本事業の運営に当たっては、外部有識者等からなる委員会等の意見を聴取し、適切な業務運営を行う。また、研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーション創出を促進するため、関係機関との間の情報交換など連携協力を促進する。

なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された政府出資金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）の「民間投資の喚起による成長力強化」のために措置されたことを認識し、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速を支援する。また、平成 28 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された政府出資金については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）の「生産性向上へ向けた取組の加速」のために措置されたことを認識し、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速を支援する。さらに、令和 3 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された政府出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）の「科学技術立国の実現」のために措置されたことを認識し、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速を支援する。その際、ベンチャー企業に重点を置いて支援するとともに、文部科学省から優先的に支援すべき技術分野の提示があった場合には当該分野を中心に支援する。この際、あらかじめ、事業の目的、採択方針、審査方針等を定めた事業計画を策定し、適切な実施体制の下で計画的に実施する。

（知的財産の活用支援）

機構は、大学及び国立研究開発法人、技術移転機関等における研究開発により生み出された新技術の実用化を促進するため、大学等の研究開発成果の特許化を支援するとともに、産学マッチングの「場」の提供等を行う。特に、特許化の支援については、大学等に対する知的財産取得の支援にとどまらず、大学等の知的財産・技術移転のマネジメント力の強化を促す支援に転換を図る。

また、機構自らが保有する知的財産についても、市場動向やライセンスのための交渉力を踏まえ、必要に応じて大学等が保有する特許の集約等により強い特許群を形成するなどして、戦略的な活用を行う。具体的には以下を推進する。

- ・機構は、大学等の研究開発成果について、大学等が自ら行う知的財産マネジメント活動により、技術移転が期待される外国特許出願を支援するとともに、大学等の知的財産・技術移転マネジメント力の強化に向けたマーケティングモデルの導入促進等を行う。
- ・大学等の研究開発成果の技術移転に関しては、金融機関等の外部機関と連携を

図り、企業－大学等間の連携促進、特許情報の収集、共有化、分析、提供及び集約を実施し、特許価値向上のための支援を行い、企業に対して研究開発成果のあっせん・実施許諾を行う。

- ・機構は、研究対象の領域や連携形態等に応じたマネジメントを促進させるべく活動強化を図るとともに、機構が実施する研究開発事業と連携しつつ、事業の終了後も含めた適切な成果の特許化に貢献すべく活動強化を図るほか、知的財産が多様化している状況の変化に柔軟に対応し、必要に応じて新たな知的財産マネジメント手法の開発などを行う。
- ・機構は、機構が実施する事業や大学等の研究開発成果を、迅速かつ効果的に産業界に繋げるために、産学マッチングの「場」の提供等を実施する。さらに、技術移転促進のための研修等を行う。

[達成すべき成果（達成水準）]

関連するモニタリング指標の数値が前中期目標期間と同水準であり、下記が認められること。

- ・産学官共創の場の構築を促進するための研究開発マネジメントが適切に実施されていること。
- ・フェーズに応じた優良課題の確保及び次ステージにつなげるためのマネジメントが適切に実施されていること。
- ・出資判断プロセスや出資先企業への人的・技術的援助等のマネジメントが適切に実施されていること。
- ・大学等における知的財産マネジメント強化、大学等による研究成果の保護・活用のための取組が適切に実施されていること。
- ・産学官共創の場において、人材や資金の糾合等により、組織対組織の本格的産学官連携の強化につながる活動が見られること。
- ・フェーズに応じた適切な研究開発成果の創出や次ステージへの展開をしていること。
- ・機構の研究開発成果の実用化を目指すベンチャー企業の創出に資する研究開発や出資、出資先ベンチャー企業の成長に資するための人的・技術的援助（ハンズオン支援）を行い、その成長に貢献していること。
- ・大学等における知的財産マネジメントの高度化、大学等による研究成果の保護・活用に向けた取組が着実に実施されていること。

2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進

機構は、文部科学省の方針に基づき、諸外国と戦略的なパートナーシップを構築

し、国際的な枠組みの下、地球規模課題の解決や持続可能な開発目標（SDGs）等の国際共通的な課題への取組を目指した共同研究等を実施する。

政府開発援助（ODA）と連携してアジア・アフリカ等の新興国及び途上国との共同研究を推進し、科学技術におけるインクルーシブ・イノベーションを実践する。政府間合意に基づく欧米等先進諸国や東アジア諸国等との共同研究、拠点を通じた共同研究を推進し、課題達成型イノベーションの実現に向けた研究開発を加速する。

我が国の科学技術イノベーションを活用して実証試験等を実施し、途上国でのSDGs達成に貢献するとともに、我が国発の研究成果等の海外展開を促進する。

外国人研究者が我が国で研究活動を行う上で、安心して研究に打ち込めるよう、宿舎等の生活環境を提供することで、外国人研究者の受入れに貢献する。

機構は、海外の優秀な科学技術イノベーション人材の将来の獲得に資するため科学技術分野でのアジアとの青少年交流を促進する。

[推進方法]

- ・機構は、地球規模課題対応国際科学技術協力及び戦略的国際共同研究について、研究分野あるいは機構が設定する研究領域を統括し運営するPOを選定した上で、国内の政府開発援助実施機関あるいは海外の研究費配分機関と連携して参画する研究者及び研究開発課題を選定する。
- ・機構は、持続可能開発目標達成支援について、研究分野あるいは機構が設定する研究領域を統括し運営するPOを選定した上で、研究成果等の社会実装に向けて、現地での実証試験等を実施する研究開発課題を選定する。
- ・機構は、共同研究について、POの運営方針の下、研究開発課題の特性や進展状況などに応じた効果的な研究を推進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、また研究開発費が有効に活用されるよう研究開発費の柔軟な配分を行う。
- ・機構は、海外事務所等を拠点として、地球規模課題対応国際科学技術協力及び戦略的国際共同研究等に係る情報の収集及び提供、並びに海外の関係機関との連携により、シンポジウム、ワークショップ等の開催や研究開発課題選定等に係る連絡調整を行う。
- ・外国人研究者用の宿舎を運営することにより、外国人研究者が研究に専念できる環境を整備・提供する。
- ・機構は、委託先である運営業者が契約に基づき、適切に外国人研究者宿舎を運営し、各種生活支援サービスを提供しているか常に把握し、必要に応じ改善されるよう努める。
- ・機構は、アジアの特に優秀な青少年を対象に、サイエンス交流を実施するために日本に短期間招へいする。招へいした青少年に対し、大学等の研究機関での最先端研究に触れる機会を提供するとともに、トップクラス研究者との対話、同世代

日本人青少年との意見交換を行う等の交流事業を推進する。そのために、機構は各国の科学技術・教育関連の省庁や公的機関等と連携して、アジアのトップクラスの大学・高校等から特に優秀な青少年を選抜するスキームを構築するとともに、日本の大学等の研究機関や企業と連携して、これらの青少年を受け入れるための方策を講じる。

[達成すべき成果（達成水準）]

（地球規模課題対応国際科学技術協力、戦略的国際共同研究及び持続可能開発目標達成支援）

関連するモニタリング指標の数値が前中期目標期間と同水準であり、下記が認められること。

- ・国際共通的な課題の達成や我が国及び相手国の科学技術水準向上に資する国際的な枠組みの下実施される共同研究マネジメント、及びイノベーションや SDGs 達成等につながるような諸外国との関係構築について適切な取組が行われていること。
- ・国際共通的な課題の達成や我が国及び相手国の科学技術水準向上に資する研究成果を得るとともに、科学技術外交強化に貢献すること。
- ・目標の達成に資する十分な成果が得られた課題と社会実装に向けた次のフェーズへの展開が図られた課題の割合が前中期計画の達成指標と同水準であること。

（外国人研究者宿舎）

- ・外国人研究者宿舎の入居者に対するアンケート結果を参照して、宿舎の運営や各種生活支援サービスの提供を効果的に実施していること。
- ・滞在期間が平均 3 か月程度となることを想定し、毎年 600 人以上の入居を通じて外国人研究者の受入れに貢献すること。

（海外との青少年交流の促進）

- ・アジアの各国の科学技術・教育関連の省庁や公的機関等と連携し、招へいする青少年の選抜スキームが、特に優秀な者を選抜できるスキームとなるよう、効果的に実施していること。
- ・関係する機関とも連携して、招へい者が帰国後も日本の科学技術に対して高い関心を継続するよう取組を実施していること。
- ・外部有識者による評価委員会における、評価・改善の指摘事項等を踏まえたプログラムの改善・見直しを行い、効率的な事業運営をしていること。
- ・本プログラムに参加した青少年について、評価対象年度までの招へい人数の合計に対する評価対象年度までの再来日者数が毎年 1%以上になること。
- ・受入れ機関の 4 割以上において本プログラムを契機に再来日または新規の招へ

いにつながったと回答が得られること。

- ・本プログラムに参加した青少年に対して、アンケート調査を実施し、8割以上から、本プログラムの参加により、日本の科学技術に対する印象について、肯定的な回答を得ること。
- ・特に機構が招へいして本プログラムに参加した青少年に対して、アンケート調査を実施し、8割以上から、将来の日本への留学、就職または日本での研究に関心がある等の肯定的な回答を得ること。

2. 4. 情報基盤の強化

機構は、科学技術イノベーションの創出に必要な役割・機能を担っている情報基盤の強化を行う。

[推進方法]

(科学技術情報の流通・連携・活用の促進)

機構は、科学技術イノベーションの創出に寄与するため、我が国の研究開発活動を支える科学技術情報基盤として、オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえつつ、利用者が必要とする科学技術情報や研究成果（論文・研究データ）の効果的な活用と国内学協会等による研究成果の国内外に向けた発信が促進される環境を構築し、科学技術情報の流通を促進する。

科学技術情報流通の促進に当たっては、科学技術情報を機構内外の政策立案や経営戦略策定などにおける意思決定に資する形で提供するため、機構内外の科学技術情報を統合して検索・抽出し分析することが可能なシステムを構築し、展開する。また、組織や分野の枠を越えた人的ネットワークの構築を促進するため、研究者及び技術者等に関する情報を幅広く活用できる環境を構築する。

なお、これらの取組を効果的かつ効率的に進めるため、科学技術情報をもつ産学官の機関との連携を進めるとともに、常に利用者ニーズを把握し、利用者視点にたつてシステムの利便性向上を図る。

- ・機構は、科学技術情報の流通を促進するため、我が国の研究者、研究課題、研究成果（文献書誌、特許、研究データ）、科学技術用語等の研究開発活動に係る基本的な情報を体系的に収集・整備し、提供する。
- ・機構は、国内学協会等の発信力強化と、研究成果の国内外に向けた幅広い流通を促進するため、国内学協会等による電子ジャーナル出版のための共通プラットフォームの提供を行う。また、国内関係機関と連携して、文献や研究データ等の関連する学術情報をリンクし、研究成果の総合的な発信を推進する。
- ・機構は、他の機関との連携を図りつつ、科学技術情報に係るデジタル情報資源のネットワーク化、データの標準化、情報を関連付ける機能の強化及び知識抽出の自動化を推進し、機構内外の科学技術情報を統合して検索・抽出し分析可能なシ

システムを構築し、展開する。

- ・機構は、他の機関との連携を図りつつ、研究者及び技術者等に関する情報並びに当該研究者及び技術者等の研究開発課題・成果の情報を収集し、組織や分野の枠を越えた研究者及び技術者等相互の研究動向把握や意思疎通が可能となるプラットフォームを提供する。
- ・機構は、様々な学問分野の科学技術に関する論文その他の文献情報を抄録等の形式で整備することにより、科学技術情報基盤の充実を図る。さらに、オープンサイエンスの世界的な潮流も踏まえたサービス内容の抜本的な見直しを行いつつ、引き続き民間事業者によるサービスを実施することにより、民間の創意工夫を生かして、データを活用した分析サービス等、情報のより高度な利用を促進するとともに、収益の最大化を図るよう、民間事業者や外部有識者の知見・助言を生かし、あらゆる手段を講じる。
- ・情報資料館筑波資料センターの所蔵資料の保管については、オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえ、インターネットの利用により入手が容易になっていること等から、同センターで保管する資料等の処分及び国立国会図書館等への移管を進め、それらが完了した際には、センターの廃止を検討する。

(ライフサイエンスデータベース統合の推進)

機構は、オープンサイエンスを推進し、基礎研究や産業応用につながる研究開発を含むライフサイエンス研究開発全体の活性化に貢献するため、文部科学省が示す方針の下、各研究機関等におけるライフサイエンス研究の成果が広く研究者コミュニティに共有され、活用されるよう、各研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野のデータベースの統合に必要な研究開発を実施し、ライフサイエンス分野のデータベースの統合を推進する。

- ・機構は、ライフサイエンス分野のデータベースの統合の方法、手順、必要な要素技術などを調査・検討し、データベース統合に向けた戦略（以下「統合戦略」という。）を企画・立案する。
- ・機構は、データベース統合検索技術、大規模データの活用技術、データベース解析統合利用環境の整備など、データベース統合化の実現に向けて基盤となる技術の研究開発を実施するとともに、分野ごとのデータベース統合化を進める。
- ・機構は、統合戦略に基づき、研究開発の結果得られた基盤技術を活用しつつ、データベースの統合推進、統合システム及び公開のためのインターフェースとしてのポータルサイトの拡充・維持管理等を行う。
- ・機構は、データの公開に関する取組に加え、公開の前段階としてのデータ共有に関する取組を行う。

[達成すべき成果（達成水準）]

(科学技術情報の流通・連携・活用の促進)

- ・情報の流通を促進するため、他の機関・サービスとの連携を拡充する。
- ・データベースの利用件数（研究者、研究成果等の詳細情報の表示件数）について中長期目標期間中の累計で 42,000 万件以上とすることを旨とする。
- ・電子ジャーナル出版のための共通プラットフォームに登載する論文のダウンロード件数について、中長期目標期間中の累計で 35,000 万件以上とすることを旨とする。
- ・本事業で提供するサービスの利用者に対して調査を行い、回答者の 8 割以上から有用であるとの肯定的な回答を得る。
- ・様々な学問分野の科学技術に関する論文その他の文献情報を抄録等の形式で整備することにより、科学技術情報基盤の充実をするに当たっては、新たな経営改善計画を策定し、その内容を着実に実施する。

(ライフサイエンスデータベース統合の推進)

関連するモニタリング指標の数値が前中期目標期間と同水準であり、下記が認められること。

- ・ライフサイエンスデータベース統合化の基盤となる研究開発、分野毎のデータベース統合化及び統合システムの拡充にオープンサイエンスの観点から取り組むこと。
- ・ライフサイエンスデータベースに関連する府省や機関との連携等に取り組むこと。
- ・連携、データ公開及びデータ共有の進展並びにデータベース利活用の観点から、ライフサイエンス分野のデータベースの統合に資する成果やライフサイエンス研究開発の活性化に資する成果を得ること。

2. 5. 革新的新技術研究開発の推進

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術・イノベーション会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。

[推進方法]

- ・機構は、PM の採用に関する総合科学技術・イノベーション会議の決定を踏まえて、PM を雇用するとともに、PM の活動を支援する体制を構築する。
- ・機構は、総合科学技術・イノベーション会議が策定する方針に基づき、PM の推進する研究開発を、以下の方法により行う。

- (a) 研究開発機関の決定
- (b) 必要な研究開発費の配分
- (c) 各研究開発機関との間の委託契約締結
- (d) 必要に応じた研究開発の加速、減速、中止、方向転換等の柔軟な実施
- (e) 革新的新技術研究開発業務に関する報告

[達成すべき成果（達成水準）]

- ・革新的な新技術の創出に係る研究開発を行い、実現すれば産業や社会の在り方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指す。

2. 6. ムーンショット型研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、機構の業務内容や目的に照らし推進する。研究開発の推進においては、その途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

[推進方法]

- ・機構は、「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について」（令和 2 年 2 月 27 日総合科学技術・イノベーション会議及び健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、以下により研究開発を推進する。
 - (a) 研究開発をマネジメントする PD を任命し、PM を公募・採択
 - (b) 研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発推進体制を構築
 - (c) 戦略協議会（仮称）における議論等を踏まえ、内閣官房、内閣府及び関係府省と連携し、関係する研究開発を戦略的かつ一体的に推進
 - (d) 中間評価、終了時評価を含めた研究開発の進捗管理

[達成すべき成果（達成水準）]

- ・平成 30 年度において、国から交付される補助金により基金を設け、研究開発を推進する体制の整備が着実に進捗していること。
- ・ムーンショット目標達成及び研究開発構想実現に向けた研究開発が適切に推進されていること。
- ・ムーンショット目標達成及び研究開発構想実現に向けた研究成果が創出されていること。

2. 7. 創発的研究の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、特定の課題や短期目標を設定せず、多様性と融合によって破壊的イノベーションにつながるシーズ創出を目指す創発的研究を、その遂行に必要な博士後期課程学生の参画促進など、適切な研究環境の形成とともに推進する。その推進においては、ステージゲート期間を設け、研究機関による研究環境整備等の支援や、研究者の取組状況を評価し、研究等の継続・拡充・中止などを決定する。また、博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究を推進し、その推進に当たって、各大学が当該学生に生活費相当額程度の処遇を確保することを支援する。

[推進方法]

- ・機構は、以下により研究等を推進する。
 - (創発的研究支援の推進)
 - (a) 多様なメンバーによるプログラムを総括する運営委員会を設置
 - (b) 公募・審査・採択・評価を実施
 - (c) 研究等を推進
 - (d) 研究者の創発を促す場を提供
 - (e) ステージゲートにおける研究課題等の評価を含めた研究の進捗を管理
 - (博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究の推進 (処遇確保の支援を含む))
 - (a) 外部有識者や専門家の参画による評価推進体制を構築
 - (b) 公募・審査・採択・評価を実施
 - (c) 所属大学における研究等の推進
 - (d) 博士後期課程学生の生活費相当額程度の処遇確保の状況の確認

[達成すべき成果（達成水準）]

- (創発的研究支援の推進)
 - ・国から交付される補助金により基金を設け、研究等を推進する体制の整備が着実に進捗していること。
 - ・破壊的イノベーションにつながる成果の創出を目指す創発的研究が適切に推進されていること。
 - ・課題や研究者の多様性の確保、多様な研究者の融合等を促す取組み等の創発的研究を促進する適切な研究マネジメントを行っていること。
 - ・研究者が創発的研究に集中できるよう、研究時間の増加等研究環境の改善に資する制度設計を行い、適切な事業運営をしていること。

(博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究の推進(処遇確保の支援を含む))

- ・評価・事業実施体制の整備が着実に進捗していること。
- ・各大学において、博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究の推進に資する取組が適切に実施されていること。
- ・各大学において、博士後期課程学生への生活費相当額程度の処遇確保のための取組が適切に実施されていること。

2. 8. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術(個別技術及びシステム)について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進する。

[推進方法]

- ・機構は、国から交付される補助金による基金を設置する。

[達成すべき成果]

- ・国から交付される補助金により基金を設置すること。
- ・研究開発を推進する体制の整備が着実に進捗していること。

3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成

科学技術と社会の関係が一層密接になる中、科学技術イノベーションが社会の期待に応えていくためには、社会からの理解、信頼、支持を獲得することを前提として考慮する必要がある。このため、従来の相対する関係性から研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった国内外の様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められている。また、世界中で高度人材の獲得競争が激化する一方、我が国では、若年人口の減少が進んでおり、科学技術イノベーション人材の質の向上と能力発揮が一層重要になってきている。

機構は、未来社会の共創に向けて、国内外の様々なステークホルダーの双方向での対話・協働を科学コミュニケーターの活動等で促すとともに、対話・協働の成果を活用し、研究開発戦略の立案・提言や研究開発の推進等に反映する。また、次世代人材の育成や科学技術イノベーションの創出に果敢に挑む多様な人材の育成を行う。これらにより、持続的な科学技術イノベーションの創出へ貢献する。

3. 1. 未来の共創に向けた社会との対話・協働の深化

科学技術イノベーションにより、未来の産業創造と社会変革への第一歩を踏み出すとともに、持続可能な未来社会を構築するためには、社会的な課題への対応を図る必要がある。そのために、機構は、科学技術イノベーションと社会の問題について、様々なステークホルダーが双方向で対話・協働し、それらを政策形成や知識創造、社会実装等へと結びつける「共創」を推進し、科学技術イノベーションと社会との関係を深化させる。

[推進方法]

- ・機構は、リスクコミュニケーションを含む科学技術コミュニケーション活動を推進するとともに、大学・公的研究機関等と、国内外の様々なステークホルダーが対話・協働し、それらを政策形成や知識創造、社会実装等へと結びつける共創の場を構築・提供する。
- ・機構は、日本科学未来館において、共創の場の提供のみならず、持続可能な未来社会の実現等に向けた研究開発推進に資する科学コミュニケーション活動を行う他、社会における科学技術の在り方について、国内外の様々なステークホルダーとの協働を推進する。
- ・機構は、サイエンスアゴラの実施を通して、関連機関とのネットワークの拡充、及び科学技術と社会の対話のプラットフォームを構築することにより、様々なステークホルダー、とりわけ、社会の中の科学技術・社会のための科学技術という観点から、研究者のさらなる自律的な参画を促す。
- ・機構は、技術の進歩により多様化の進むコミュニケーション手法を用いた共創の場の構築を図るとともに、国民の科学技術リテラシーの向上や研究者の社会リテラシーの涵養に資する取組を行い、共創の場への参画を促す。
- ・機構は、前記の活動等を通じて、科学技術に対する社会の期待等を把握し、社会の声を研究開発戦略、シナリオの立案・提言へ組み込むことや、研究開発推進に反映する活動等を行うことにより、科学技術イノベーションと社会との関係深化に向けた取組を行う。

[達成すべき成果（達成水準）]

関連するモニタリング指標の数値が順調に推移し、下記が認められること。

- ・科学技術と社会をつなぐ科学コミュニケーション活動を行う人材（科学コミュニケーター）を継続的に育成し、国内外の様々なステークホルダーとの対話・協働を推進していること。
- ・研究者と一般市民との対話・協働の場を創出・提供していること。
- ・多様な科学技術コミュニケーション活動において、日本科学未来館等を活用し、社会における科学技術への期待や不安等の声を収集するとともに、研究開発戦

略や政策提言・知識創造へ生かされていること。

- ・研究者が様々なステークホルダーとの対話・協働を通じて社会へ向き合う意識の涵養に向けた取組を拡充すること。また、その研究者への追跡調査を行い、7割以上から、社会と向き合う取組を継続したとの回答を得ること。
- ・研究者が日本科学未来館等を活用して、非専門家が参加する実証実験や、様々なステークホルダーと進める共同研究等を推進するとともに、科学コミュニケーション活動が社会的に実装されるよう取り組むこと。

3. 2. 未来を創る次世代イノベーション人材の重点的育成

科学技術イノベーション政策を強力に推進していくためには、次世代の科学技術を担う人材の育成を継続的・体系的に行う必要がある。そのため、優れた資質を有する児童生徒等を発掘し、その資質や能力を一層伸ばすとともに、児童生徒等の理数系分野への関心、学習意欲及び能力を高める取組を促進する。

科学技術イノベーションと社会との関係深化を踏まえつつ、広い視野を持つ人材の育成が図られるように各取組を推進する。

[推進方法]

- ・文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した高等学校等に対し、文部科学省の方針に基づき、当該高等学校等を所管する教育委員会等と連携を図りつつ、円滑かつ迅速に先進的な科学技術・理数系分野の学習の取組を支援する。
- ・国際科学オリンピック等の国内大会開催及び国際大会への派遣等に対する支援や「科学の甲子園」等の開催により、全国の科学好きな児童生徒等の研鑽・活躍の場を構築する。
- ・機構は、実施機関を指定して高校生等を対象とした国際的な科学技術人材を育成する取組をはじめとした大学や研究機関等が行う人材育成のほか、中学校、高等学校等と大学が連携して行う課題解決型等の人材育成や教員の指導力向上に向けた取組を重点的に支援する。
- ・将来、科学技術分野において活躍し得る人材を輩出するための取組の充実強化を図るため、各プログラムで得られた効果や課題の把握及び改善に向けた検討を行うとともに、関係者・関係機関と連携して、取組に参加した児童生徒等の追跡調査を可能にする仕組みを構築する。また、各プログラムが相互に関連するよう配慮し、効果的かつ効率的に事業を推進する。

[達成すべき成果（達成水準）]

関連するモニタリング指標の数値が前中期目標期間と同水準であり、下記が認められること。

- ・外部評価等も踏まえた業務改革・見直しや実施機関等の支援の更なる改善及び理数教育に関する取組の普及など、次世代の科学技術人材育成に向けた取組が適切に実施されていること。
- ・事業を通じて輩出された人材の活躍状況の事例や次世代の科学技術人材育成に向けた取組の波及・展開の事例など、次世代の科学技術人材が継続的・体系的に育成されていること。

3. 3. イノベーションの創出に資する人材の育成

我が国において、多様で優秀な人材を持続的に育成し、科学技術イノベーション活動に携わる人材が、知的プロフェッショナルとして多様な場で活躍できる社会を目指すため、以下の取組を行う。

[推進方法]

(科学技術イノベーションに関与する人材の支援)

機構は、博士課程の学生、博士研究員、研究者及び技術者等の高度人材のより多様な場での活躍及び大学や企業等における流動を促進するため、産学官連携の下、キャリア開発に資する情報の提供及び能力開発に資する情報の提供等を行う。

- ・機構は、研究者等の求人・求職情報や科学技術分野の自習教材などのキャリア開発に資する情報等を収集若しくは作成し、提供するポータルサイトを運用する。また、常にサービスの状況及び効果の把握に努め、利便性の向上を図るほか、政策立案に資するデータを提供する。

(プログラム・マネージャーの育成)

機構の推進する事業をはじめとした我が国におけるイノベーション指向の研究開発プログラムの企画・遂行・管理等を担い、挑戦的な課題にも積極的に取り組むPMを育成するため、実践的なプログラムの更なる改善等の検討により効果的な運営を行う。また、PMのキャリアパスの確立を推進するとともに、研究開発事業での実践の中で、リスクを適正に評価し挑戦することなどPMによるマネジメントを適切に評価する仕組みの構築に向けた取組を行う。

- ・機構は、PMとして活動する上で必要になるであろう知識・スキルを学ぶとともに、自らがPMとしてプログラムの企画・実行・管理までを実際に体験することや、自らの企画構想の実践とは別の機構内外の事業を活用したマネジメントを原則全員が実際に体験することを通じ、PMに必要な能力の向上を図る実践的な育成プログラムを実施する。
- ・機構は、研修修了生のキャリアパスの確立に向け、機構の実施する事業をはじめとした産学官各機関における活用に向けた取組を実施する。また、機構の研究開発事業での実践の中で、PMによるマネジメントを適切に評価する仕組みの構築

に向けた取組を行う。

(公正な研究活動の推進)

競争的資金等の研究資金を通じ、多くの研究成果が創出される一方で、研究活動における不正行為への対応も求められている。これに対し、公正な研究活動を推進するため、各研究機関において研究倫理教育が着実に行われるよう、文部科学省や他の公的研究資金配分機関と連携し、支援その他の研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を行うとともに、機構の事業に応募する研究者に、研究倫理教育の履修を確認する。

- ・機構は、文部科学省や他の公的研究資金配分機関と連携し、不正防止のみならず、責任ある研究活動の推進に向けた研究倫理教育に関する研修会やシンポジウムの実施等を行う。
- ・機構は、公正な研究活動を行う上で役立つ、研究公正に関する様々な情報やツールへのアクセスのため、研究公正に関するポータルサイトを運営する。
- ・機構は、機構の事業の公募時に、研究倫理教育を履修していることを継続して要件とする。

[達成すべき成果（達成水準）]

- ・人材の育成・活躍に向けた有効な取組を実施するとともに、必要に応じた改善を行っていること。
- ・事業の改善・強化に向け、他機関と効果的な連携を行っていること。
- ・調査・アンケートにおいて、研究倫理研修の参加機関における意欲的な取組状況を把握し、必要に応じて改善を行っていること。
- ・調査・アンケートにおいて、制度・サービスの利用者から有用であるもしくは満足しているとの回答を回答者の8割以上（科学技術イノベーションに関与する人材の支援、PMの育成）から得る。
- ・制度の実施・定着に向け、
 - PM研修においてJST内外の事業における実践的なマネジメント体験の仕組みを構築し、その取組を充実させていくこと。
 - PM研修において、第2ステージに進出した研修生のうち8割程度が、機構の事業や所属機関においてマネジメントに携われる能力を有することが外部有識者により認められ、修了すること。
 - 研究倫理研修に参加した機関における研究倫理教育の普及・定着や高度化に向けての取組が充実していること。

4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設

資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実

並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステムの構築を目指し、「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（令和4年1月7日文科科学大臣決定）及び助成資金運用の基本方針（令和4年1月19日文科科学大臣認可）に基づき、専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保等の体制整備を進めるなど、大学ファンドの創設に向けた取組を進める。

[推進方法]

- ・機構は、専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保等の体制整備を進めるなど必要な準備行為を行い、大学ファンドの創設に向けた取組を進める。

[達成すべき成果（達成水準）]

- ・国からの資金等により大学ファンドが創設されること。
- ・資金を運用する体制の整備が着実に進捗していること。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務の合理化・効率化

1. 1. 経費の合理化・効率化

機構は、組織の見直し、調達合理化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、経費の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分及び特殊経費（競争的資金等）を除外した上で、一般管理費（公租公課除く。）については毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費については毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充される分は、翌年度から同様の効率化を図る。ただし、人件費の効率化については、次項に基づいて取り組む。

1. 2. 人件費の適正化

給与水準については、国家公務員及び大学ファンドに関しては民間資金運用業界等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

なお、高度で専門的な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、当該人材の給与水準の妥当性については、国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。

1. 3. 保有資産の見直し

機構の保有する施設等の有効利用を推進するとともに、その必要性について不断の見直しを行う。必要性がなくなつたと認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。

情報資料館筑波資料センターで保管する資料等の処分及び国立国会図書館等への移管を進め、それらが完了した際には、センターの廃止を検討する。

1. 4. 調達合理化及び契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、調達等合理化計画の策定及び外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底、その結果の公表などを引き続き行うことにより契約に関する PDCA サイクルを循環させるとともに、契約の公正性、透明性を確保することで、業務運営の効率化を図る。

また、研究成果の最大化を目指し、少額随意契約となる案件を除く全ての調達案件については一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務をはじめ機構の事務・事業の特性から真にやむを得ないと認められる場合については、適切な契約方法を検討し適用する。なお、一般競争入札による場合は、透明性や競争性の確保の観点から厳格に点検・検証を行い、適切な入札条件の設定や十分な公告期間の確保などに努め、随意契約とする場合は、競争原理を働かせた調達（企画競争等）に努めるとともに、その理由等を公表する。また、2 年以上連続して一者応札となった全ての案件については引き続き改善の取組を実施する。

関連公益法人については、機構と当該法人との関係を具体的に明らかにするなど、一層の透明性を確保する。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

知的財産の戦略的マネジメントと社会実装の加速等により自己収入の拡大を図るための取組を行う。

科学技術文献情報提供事業については、オープンサイエンスの世界的な潮流も踏まえて、民間事業者や外部有識者の知見・助言を生かし、あらゆる手段を講じて収益の最大化を図り、繰越欠損金の縮減に向けた抜本的な見直しを行うとともに、それらを反映した新たな経営改善計画を策定し、着実な実施を図る。経営改善計画が達成できないことが明らかになった場合には、文献情報提供勘定の廃止を含めた、同勘定のあり方の抜本的検討を行うものとする。

運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行するものとする。独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、運営費交付金の会計処理として、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

1. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照。

2. 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は 255 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合、緊急性の高い不測の事態が生じた場合等である。

3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

不要財産を処分する計画はないが、保有資産については不断の見直しを行い、保有する必要がなくなったものについては、適宜廃止等を行う。

4. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

5. 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生した場合の使途は、機構の実施する業務の充実、所有施設の改修、職員教育、業務の情報化、広報の充実に充てる。

ただし、出資事業から生じた剰余金は同事業に充てる。

IV. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 内部統制の充実・強化

機構は、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的、及び独立行政法人の業務運営の理念「適正、効果的かつ効率的な業務運営」の達成に向けて、内部統制の充実・強化を図る。

このため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）等の政府方針を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、業務の有効性・効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性確保の達成に取り組む。

また、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）等の政府方針を踏まえて、研究開発プログラムの評価や法人評価等を実施し、評価結果を業務運営にフィードバックすることで PDCA サイクルを循環させ、業務運営の効率性と透明性を確保する。

1. 1. 統制環境及び統制活動

機構業務の総合性を最大限発揮するため、理事長の強いリーダーシップの下で、内部統制の推進体制を構築するなど、統制環境を整備する。具体的には以下の取組等を行う。

(内部統制の推進体制)

- ・機構が中長期目標に基づき法令等を遵守しつつ、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすことができるように内部統制の推進体制構築及び諸規程の見直しを行う。
- ・閣議決定などによる独立行政法人にかかる横断的な見直し等について適切な対応を行うとともに、柔軟かつ機動的な法人経営の実現に向けて、事業の選択と集中、引き続き、各事業部の管理体制を検討し、可能なものについては、研究プロジェクト等の公募事業における採択・課題管理業務と研究契約締結業務を分離し、各事業において共通する部分が多い研究契約締結業務の契約部署への集約化等、経営資源配分の全体最適化を推進する。

(業務運営・組織編成の方針)

- ・業務の運営に当たっては、研究開発成果の最大化に向けた戦略のもと、理事長等のトップレベルの交流や組織間の取り決め等による国内外の研究機関、企業等との協力関係の構築を図る。また、成果に対する機構の貢献・関与等を積極的に示すなど、顔が見える広報活動を戦略的に展開し、情報発信を促進する。
- ・組織の編成に当たっては、事業を横断的に統括する司令塔機能の構築により、事業間連携を強化するとともに、外部の事業との連携や成果の取り込みを行うことで一体的な業務運営を実施する。また、戦略策定から革新的研究、産業界・社会への橋渡しまでを責任持って運営しうる柔軟な人員体制を整備する。

1. 2. リスク管理及びモニタリング

統制環境を基盤として、内部統制にかかる PDCA サイクルを確立するため、具体的には以下の取組を推進する。

- ・機構のミッションを遂行する上で阻害要因となるリスクの評価・対応を継続し機構全体として PDCA サイクルを定着させる。
- ・監事の補佐体制を引き続き整備するとともに、内部監査や監事監査等のモニタリング機能を通じて内部統制の機能状況を点検し、監査結果は事業運営に効果的にフィードバックさせる。
- ・機構の活動全体の信頼性確保のため、良質な科学技術と研究の公正性の確保に向けた取組等を通じ、職員のコンプライアンスを引き続き推進する。研究開発事業等の実施に当たり、課題採択時の審査等における公正性の確保や利益相反マ

ネジメントに取り組む。また、委託先等での研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を防止する観点から、委託先の研究者に対して事前の研修受講を義務化する等の取組を行う。研究活動の不正行為及び研究費の不正使用事案の発生時には、適切な対応を行う。

- ・引き続き、各事業部の管理体制を検討し、可能なものについては、研究プロジェクト等の公募事業における採択・課題管理業務と研究契約締結業務を分離し、各事業において共通する部分が多い研究契約締結業務については契約部署への集約化等の全体最適化を進める。

1. 3. 情報と伝達及び ICT への対応

内部統制を有効に機能させるため、機構内において適切に情報が伝わる体制及び職務の執行に係る情報の保存、管理を確保するとともに、ICT を適切に活用し業務の効率化を推進する。

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)を含む政府における情報セキュリティ対策を踏まえ、最高情報セキュリティ責任者(CISO)によるガバナンスを強化し、情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、職員の情報セキュリティ意識の向上を図るための取組を引き続き実施する。

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

1. 4. その他行政等のために必要な業務

我が国の科学技術の振興に貢献するため、他機関からの受託等について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。

2. 施設及び設備に関する事項

機構の業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を重点的かつ計画的に実施する。

施設・設備の内容	予定額 (単位:百万円)	財源
----------	--------------	----

JST 本部等の改修等	3,431	施設整備費補助金
-------------	-------	----------

[注] 金額については見込みである。

3. 人事に関する事項

研究開発成果の最大化と効果的かつ効率的な業務の実現を図るため、機構の職員及び機構の事業を通じた科学技術イノベーションを生み出す人材の確保・育成については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

なお、機構の職員については、以下の施策を実施する。

- ・職員の業績等の人事評価を定期的実施し、その結果を処遇、人材配置等に適切かつ具体的に反映する。
- ・業務上必要な知識及び技術の取得並びに自己啓発・能力開発のための研修等を実施する。
- ・そのほか、必要な人事制度の導入及び改善を図るとともに、適切な職場環境を整備する。
- ・ダイバーシティを推進し、その状況を把握しつつ必要な取組を抽出した上で、上記の施策に反映する。

4. 中長期目標期間を超える債務負担

中長期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

5. 積立金の使途

前期中期目標期間中の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、国立研究開発法人科学技術振興機構法に定める業務の財源に充てる。

(別紙)

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（中長期計画の予算）

平成29年4月～令和4年3月 予算

(総計)

単位：百万円

区別	金額
収入	
運営費交付金	512,913
施設整備費補助金	3,431
持続可能開発目標達成支援事業費補助金	1,095
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	2,547
革新的研究開発推進基金補助金	148,000
創発的研究推進基金補助金	120,714
経済安全保障重要技術育成基金補助金	125,000
政府出資金	1,113,600
財政融資資金借入金	4,000,000
寄託金	100
自己収入	14,199
繰越金	4,353
受託等収入	1,779
計	6,047,732
支出	
一般管理費	6,194
物件費	4,238
公租公課	1,956
業務経費	5,660,089
人件費	51,926
施設整備費	3,431
持続可能開発目標達成支援事業費	1,095
地域産学官連携科学技術振興事業費	2,547
受託等経費	1,779
計	5,727,062

[人件費の見積もり]

- ・ 中長期目標期間中に支出する人件費の見積りは、51,926 百万円である。ただし、上記の額は、役員報酬及び職員給与に相当する範囲の費用である。

[注釈1] 運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{ (C(y) - T(y)) \times \alpha 1 (\text{係数}) + T(y) \} + \{ R(y) \times \alpha 2 (\text{係数}) \} \\ + P(y) + \varepsilon(y) + F(y) - B(y) \times \lambda (\text{係数})$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数})$$

$$C(y) = E(y) + T(y)$$

$$E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数})$$

$$B(y) = B(y-1) \times \delta (\text{係数})$$

$$P(y) = P(y-1) \times \sigma (\text{係数})$$

各経費及び各係数値については、以下の通り。

B(y) : 当該事業年度における自己収入（定常的に見込まれる自己収入に限り、増加見込額及び臨時に発生する寄付金、受託収入、知財収入などその額が予見できない性質のものを除く。）の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

F(y) : 当該事業年度における新規追加・拡充経費。新規に追加されるもの、拡充分など、社会的・政策的需要を受けて実施する事業に伴い増加する経費。当該事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

C(y) : 当該事業年度における一般管理費（特殊経費、新規追加・拡充経費を除く）。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。

E(y) : 当該事業年度における一般管理費中の物件費（公租公課、特殊経費、新規追加・拡充経費を除く）。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)であり、直前の事業年度における新規又は拡充分F(y-1)含む。

P(y) : 当該事業年度における人件費（退職手当を含む）。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)であり、直前の事業年度における新規又は拡充分F(y-1)含む。

R(y) : 当該事業年度における業務経費中の物件費（特殊経費、新規追加・拡充経費を除く）。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)であり、直前の事業年度における新規又は拡充分F(y-1)含む。

T(y) : 当該事業年度における公租公課。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施（例：競争的資金推進制度）、法令の改正に伴い必要となる措置、事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、各事業年度の予算編成過程において、具体的に決定。

$\alpha 1$: 一般管理費効率化係数。中長期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年

度における具体的な係数値を決定。

- $\alpha 2$: 事業効率化係数。中長期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- δ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[中長期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・ 運営費交付金の見積りについて、競争的資金制度については、第5期科学技術基本計画等の政府の方針を踏まえて当該事業年度における具体的な額を決定するが、ここでは、各年度において便宜的に平成29年度予算額の値を用いている。また、 $\alpha 2$ (事業効率化係数) を各事業年度平均1%の縮減、 $\alpha 1$ (一般管理費効率化係数) を各事業年度平均3%の縮減とし、 λ (収入調整係数) を一律1として試算。
- ・ 事業経費中の物件費については、 β (消費者物価指数) は変動がないもの(±0%)とし、 γ (業務政策係数) は一律1として試算。
- ・ 人件費の見積りについては、 σ (人件費調整係数) は変動がないもの(±0%)とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・ 自己収入の見積りについては、開発費回収金については、回収計画を踏まえ、それ以外については、変動がないもの(±0%)として δ (自己収入政策係数) を置き試算。
- ・ 受託収入の見積りについては、過去の実績を勘案し、一律据え置きとして試算。

[注釈2] 運営費交付金には、令和2年度補正予算(第3号)により「経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上」として措置された、イノベーション・エコシステムの維持・強化に係る予算が含まれている。

[注釈 3] 施設整備費補助金には、以下の施設の整備の予算が含まれている。

- ・平成 29 年度補正予算（第 1 号）により「防災・減災事業」として措置された、日本科学未来館の施設の整備に係る予算
- ・平成 30 年度補正予算（第 2 号）により「防災・減災、国土強靱化」として措置された、日本科学未来館の施設の整備に係る予算
- ・令和元年度当初予算により「臨時・特別の措置」として措置された、日本科学未来館の施設及び外国人研究者宿舎の施設の整備に係る予算
- ・令和元年度補正予算（第 1 号）により「研究開発法人等の安全確保と防災・減災に資する研究開発の推進」として措置された、日本科学未来館の施設及び外国人研究者宿舎の施設の整備に係る予算
- ・令和 2 年度補正予算（第 3 号）により「研究開発法人の安全確保」として措置された、日本科学未来館の施設の整備に係る予算
- ・令和 3 年度補正予算（第 1 号）により「科学技術立国の実現」として措置された、日本科学未来館の施設及び外国人研究者宿舎の施設の整備に係る予算

[注釈 4] 革新的研究開発推進基金補助金は、平成 30 年度補正予算（第 2 号）により「その他喫緊の課題」及び令和 3 年度補正予算（第 1 号）により「科学技術立国の実現」として措置された、ムーンショット型研究開発の推進に係る予算である。

[注釈 5] 持続可能開発目標達成支援事業費補助金は、令和元年度補正予算（第 1 号）により「我が国の研究力向上に向けた取組の加速化」として措置された、持続可能開発目標達成支援事業の推進に係る予算である。

[注釈 6] 創発的研究推進基金補助金は、令和元年度補正予算（第 1 号）により「我が国の研究力向上に向けた取組の加速化」、令和 2 年度補正予算（第 3 号）により「経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上」及び令和 3 年度補正予算（第 1 号）により「科学技術立国の実現」として措置された、創発的研究の推進に係る予算である。

[注釈 7] 政府出資金は、令和 2 年度補正予算（第 3 号）により「経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上」及び令和 3 年度補正予算（第 1 号）により「科学技術立国の実現」として措置された、世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設に係る予算並びに令和 3 年度補正予算（第 1 号）により「科学技術立国の実現」として措置された、新産業創出に向けたスタートアップ・エコシステムの機能強化に係る予算であ

る。

[注釈 8] 財政融資資金借入金は、令和 3 年度財政投融资計画において措置された、世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設に係る予算である。

[注釈 9] 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金は、令和 3 年度補正予算（第 1 号）により「科学技術立国の実現」として措置された、新産業創出に向けたスタートアップ・エコシステムの機能強化に係る予算である。

[注釈 10] 経済安全保障重要技術育成基金補助金は、令和 3 年度補正予算（第 1 号）により「科学技術立国の実現」として措置された、経済安全保障重要技術育成プログラムに係る予算である。

[注釈 11] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

単位：百万円

区別	未来を共創 する研究開 発戦略の立 案・提言	知の創造と 経済・社会的 価値への転 換	未来共創の 推進と未来 を創る人材 の育成	法人共通	合計
収入					
運営費交付金	6,331	463,160	32,832	10,590	512,913
施設整備費補助金	0	228	2,619	584	3,431
持続可能開発目標 達成支援事業費補 助金	0	1,095	0	0	1,095
地域産学官連携科 学技術振興事業費 補助金	0	2,547	0	0	2,547
政府出資金	0	2,500	0	0	2,500
自己収入	0	7,358	2,431	2,221	12,010
受託等収入	0	0	1,779	0	1,779
計	6,331	476,888	39,661	13,396	536,276
支出					
一般管理費	0	0	0	6,034	6,034
物件費	0	0	0	4,094	4,094
公租公課	0	0	0	1,940	1,940
業務経費	4,082	438,74234,2	28,475	0	471,299
人件費	2,250	75	6,788	6,778	50,090
施設整備費	0	228	2,619	584	3,431
持続可能開発目標 達成支援事業費	0	1,095	0	0	1,095
地域産学官連携科 学技術振興事業費	0	2,547	0	0	2,547
受託等経費	0	0	1,779	0	1,779
計	6,331	476,888	39,661	13,396	536,276

[注釈1] 運営費交付金の算定ルール

運営費交付金の算定式は（総計）[注釈1]を参照。

[注釈2] 運営費交付金には、令和2年度補正予算（第3号）により「経済構造の転

換・イノベーション等による生産性向上」として措置された、イノベーション・エコシステムの維持・強化に係る予算が含まれている。

[注釈 3] 施設整備費補助金には、以下の施設の整備の予算が含まれている。

- ・平成 29 年度補正予算（第 1 号）により「防災・減災事業」として措置された、日本科学未来館の施設の整備に係る予算
- ・平成 30 年度補正予算（第 2 号）により「防災・減災、国土強靱化」として措置された、日本科学未来館の施設の整備に係る予算
- ・令和元年度当初予算により「臨時・特別の措置」として措置された、日本科学未来館の施設及び外国人研究者宿舍の施設の整備に係る予算
- ・令和元年度補正予算（第 1 号）により「研究開発法人等の安全確保と防災・減災に資する研究開発の推進」として措置された、日本科学未来館の施設及び外国人研究者宿舍の施設の整備に係る予算
- ・令和 2 年度補正予算（第 3 号）により「研究開発法人の安全確保」として措置された、日本科学未来館の施設の整備に係る予算
- ・令和 3 年度補正予算（第 1 号）により「科学技術立国の実現」として措置された、日本科学未来館の施設及び外国人研究者宿舍の施設の整備に係る予算

[注釈 4] 持続可能開発目標達成支援事業費補助金は、令和元年度補正予算（第 1 号）により「我が国の研究力向上に向けた取組の加速化」として措置された、持続可能開発目標達成支援事業の推進に係る予算である。

[注釈 5] 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金は、令和 3 年度補正予算（第 1 号）により「科学技術立国の実現」として措置された、新産業創出に向けたスタートアップ・エコシステムの機能強化に係る予算である。

[注釈 6] 政府出資金は、令和 3 年度補正予算（第 1 号）により「科学技術立国の実現」として措置された、新産業創出に向けたスタートアップ・エコシステムの機能強化に係る予算である。

[注釈 7] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
自己収入	2,093
繰越金	4,353
計	6,446
支出	
一般管理費	124
物件費	108
公租公課	16
業務経費	1,325
人件費	145
計	1,595

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的新技術研究開発業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
自己収入	0
計	0
支出	
一般管理費	12
物件費	12
公租公課	0
業務経費	19,830
人件費	981
計	20,822

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的研究開発推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
革新的研究開発推進基金補助金	148,000
自己収入	2
計	148,002
支出	
一般管理費	0
物件費	0
公租公課	0
業務経費	46,861
人件費	0
計	46,861

[注釈1] 革新的研究開発推進基金補助金は、平成30年度補正予算（第2号）により「その他喫緊の課題」及び令和3年度補正予算（第1号）により「科学技術立国の実現」として措置された、ムーンショット型研究開発の推進に係る予算である。

[注釈2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(創発的研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
創発的研究推進基金補助金	120,714
自己収入	3
計	120,717
支出	
一般管理費	4
物件費	4
公租公課	0
業務経費	11,079
人件費	495
計	11,578

[注釈1] 創発的研究推進基金補助金は、令和元年度補正予算(第1号)により「我が国の研究力向上に向けた取組の加速化」、令和2年度補正予算(第3号)により「経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上」及び令和3年度補正予算(第1号)により「科学技術立国の実現」として措置された、創発的研究の推進に係る予算である。

[注釈2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(経済安全保障重要技術育成業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
経済安全保障重要技術育成基金補助金	125,000
自己収入	0
計	125,000
支出	
一般管理費	0
物件費	0
公租公課	0
業務経費	0
人件費	1
計	1

[注釈1] 経済安全保障重要技術育成基金補助金は、令和3年度補正予算(第1号)により「科学技術立国の実現」として措置された、経済安全保障重要技術育成プログラムに係る予算である。

[注釈2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(寄託金運用勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
寄託金	100
自己収入	0
計	100
支出	
一般管理費	0
物件費	0
公租公課	0
業務経費	100
人件費	0
計	100

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(助成勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
政府出資金	1,111,100
財政融資資金借入金	4,000,000
自己収入	91
計	5,111,191
支出	
一般管理費	20
物件費	20
公租公課	0
業務経費	5,109,595
人件費	214
計	5,109,829

[注釈1] 政府出資金は、令和2年度補正予算（第3号）により「経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上」及び令和3年度補正予算（第1号）により「科学技術立国の実現」として措置された、世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設に係る予算である。

[注釈 2] 財政融資資金借入金は、令和 3 年度財政投融資計画において措置された、世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設に係る予算である。

[注釈 3] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成 29 年 4 月～令和 4 年 3 月 収支計画
(総計)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	631,474
經常費用	615,941
一般管理費	5,384
物件費	3,433
公租公課	1,952
業務経費	533,527
人件費	51,976
施設整備費	1,300
持続可能開発目標達成支援事業費	1,095
地域産学官連携科学技術振興事業費	2,547
受託等経費	1,779
減価償却費	18,332
財務費用	13
臨時損失	15,520
収益の部	628,368
運営費交付金収益	500,096
施設費収益	1,300
持続可能開発目標達成支援事業費補助金収益	1,095
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金収益	2,547
革新的研究開発基金補助金収益	20,822
革新的研究開発推進基金補助金収益	46,771
創発的研究推進基金補助金収益	11,572
経済安全保障重要技術育成基金補助金収益	1
資金運用収益	3,241
業務収入	7,574
その他の収入	4,102
受託等収入	1,779
資産見返運営費交付金戻入	15,803
資産見返施設費戻入	0
資産見返補助金等戻入	1,853
資産見返寄付金戻入	12
臨時利益	9,801

純利益又は純損失（△）	△3,106
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失（△）	△3,103

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

単位：百万円

区別	未来を共 創する研 究開発戦 略の立 案・提言	知の創造 と経済・ 社会的価 値への転 換	未来共創 の推進と 未来を創 る人材の 育成	法人共通	合計
費用の部	6,418	483,709	39,332	14,347	543,806
經常費用	6,122	476,048	38,297	13,551	534,018
一般管理費	0	0	0	5,228	5,228
物件費	0	0	0	3,289	3,289
公租公課	0	0	0	1,940	1,940
業務経費	4,039	423,728	27,357	0	455,124
人件費	2,054	34,903	6,356	6,778	50,090
施設整備費	0	81	990	229	1,300
持続可能開発目標達成支援事 業費	0	1,095	0	0	1,095
地域産学官連携科学技術振興 事業費	0	2,547	0	0	2,547
受託等経費	0	0	1,779	0	1,779
減価償却費	29	13,694	1,814	1,316	16,853
財務費用	0	0	0	0	0
臨時損失	296	7,661	1,035	796	9,789
収益の部	6,418	483,706	39,332	14,347	543,803
運営費交付金収益	6,013	453,298	31,343	9,443	500,096
施設費収益	0	81	990	229	1,300
持続可能開発目標達成支援事業 費補助金収益	0	1,095	0	0	1,095
地域産学官連携科学技術振興事 業費補助金収益	0	2,547	0	0	2,547
業務収入	0	3,195	2,431	0	5,626
その他の収入	80	1,042	240	2,563	3,926
受託等収入	0	0	1,779	0	1,779
資産見返運営費交付金戻入	29	13,348	1,435	991	15,803
資産見返施設費戻入	0	0	0	0	0
資産見返補助金等戻入	0	1,440	67	324	1,831
資産見返寄付金戻入	0	0	11	0	12

臨時利益	296	7,660	1,035	796	9,788
純利益又は純損失(△)	0	△3	0	0	△3
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	3	0	0	3
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益又は総損失(△)	0	0	0	0	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	7,690
経常費用	1,961
一般管理費	120
物件費	108
公租公課	12
業務経費	271
人件費	145
減価償却費	1,425
財務費用	0
臨時損失	5,729
収益の部	2,104
業務収入	1,948
その他の収入	146
臨時利益	10
純利益又は純損失(△)	△5,586
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失(△)	△5,586

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的新技術研究開発業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	20,825
經常費用	20,822
一般管理費	12
物件費	12
公租公課	0
業務経費	19,798
人件費	981
減価償却費	32
財務費用	0
臨時損失	3
収益の部	20,825
革新的研究開発基金補助金収益	20,822
その他の収入	0
資産見返補助金等戻入	0
臨時利益	3
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的研究開発推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	46,795
經常費用	46,795
一般管理費	0
物件費	0
公租公課	0
業務経費	46,773
人件費	0
減価償却費	22
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	46,795
革新的研究開発推進基金補助金収益	46,771
その他の収入	2
資産見返補助金等戻入	22
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(創発的研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	11,600
經常費用	11,600
一般管理費	4
物件費	4
公租公課	0
業務経費	11,079
人件費	517
減価償却費	0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	11,600
創発的研究推進基金補助金収益	11,572
その他の収入	27
資産見返補助金等戻入	0
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(経済安全保障重要技術育成業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	1
經常費用	1
一般管理費	0
物件費	0
公租公課	0
業務経費	0
人件費	1
減価償却費	0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	1
経済安全保障重要技術育成基金補助金収益	1
その他の収入	0
資産見返補助金等戻入	0
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(寄託金運用勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	0
経常費用	0
一般管理費	0
物件費	0
公租公課	0
業務経費	0
人件費	0
減価償却費	0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	0
資金運用収益	0
その他の収入	0
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(助成勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	757
経常費用	744
一般管理費	20
物件費	20
公租公課	0
業務経費	482
人件費	242
減価償却費	0
財務費用	13
臨時損失	0
収益の部	3,241
資金運用収益	3,241
その他の収入	0
臨時利益	0
純利益又は純損失(△)	2,484
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失(△)	2,484

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成 29 年 4 月～令和 4 年 3 月 資金計画

(総計)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	6,133,883
業務活動による支出	636,283
投資活動による支出	5,152,704
財務活動による支出	290
次期中長期目標期間への繰越金	344,606
資金収入	6,133,883
業務活動による収入	926,348
運営費交付金による収入	512,913
持続可能開発目標達成支援事業費補助金による収入	1,095
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金による収入	2,547
革新的研究開発推進基金補助金による収入	148,000
創発的研究推進基金補助金による収入	120,714
経済安全保障重要技術育成基金補助金による収入	125,000
業務収入	11,736
その他の収入	2,563
受託等収入	1,779
投資活動による収入	29,895
施設整備費による収入	3,431
定期預金解約等による収入	26,463
財務活動による収入	5,113,600
前期中期目標の期間よりの繰越金	64,041

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

単位：百万円

区別	未来を共 創する研 究開発戦 略の立 案・提言	知の創造 と経済・ 社会的価 値への転 換	未来共創 の推進と 未来を創 る人材の 育成	法人共通	合計
資金支出	6,352	516,158	39,794	16,649	578,953
業務活動による支出	6,292	499,762	37,020	12,688	555,761
投資活動による支出	42	11,926	2,445	1,026	15,440
財務活動による支出	0	0	258	0	258
次期中長期目標期間への繰越金	17	4,470	72	2,934	7,494
資金収入	6,352	516,158	39,794	16,649	578,953
業務活動による収入	6,331	474,159	37,042	12,811	530,344
運営費交付金による収入	6,331	463,160	32,832	10,590	512,913
持続可能開発目標達成支援事業 費補助金による収入	0	1,095	0	0	1,095
地域産学官連携科学技術振興事 業費補助金による収入	0	2,547	0	0	2,547
業務収入	0	7,358	2,431	0	9,789
その他の収入	0	0	0	2,221	2,221
受託等収入	0	0	1,779	0	1,779
投資活動による収入	0	228	2,619	584	3,431
施設整備費による収入	0	228	2,619	584	3,431
財務活動による収入	0	2,500	0	0	2,500
前期中期目標の期間よりの繰越金	20	39,271	133	3,253	42,677

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	28,913
業務活動による支出	657
投資活動による支出	27,875
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	382
資金収入	28,913
業務活動による収入	2,093
業務収入	1,948
その他の収入	146
投資活動による収入	26,463
定期預金解約等による収入	26,463
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	357

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的新技術研究開発業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	21,007
業務活動による支出	20,975
投資活動による支出	0
財務活動による支出	32
次期中長期目標期間への繰越金	0
資金収入	21,007
業務活動による収入	0
その他の収入	0
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	21,007

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的研究開発推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	148,002
業務活動による支出	46,773
投資活動による支出	88
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	101,141
資金収入	148,002
業務活動による収入	148,002
革新的研究開発推進基金補助金による収入	148,000
その他の収入	2
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(創発的研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	120,717
業務活動による支出	11,426
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	109,291
資金収入	120,717
業務活動による収入	120,717
創発的研究推進基金補助金による収入	120,714
その他の収入	3
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(経済安全保障重要技術育成業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	125,000
業務活動による支出	0
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	125,000
資金収入	125,000
業務活動による収入	125,000
経済安全保障重要技術育成基金補助金による収入	125,000
その他の収入	0
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(寄託金運用勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	100
業務活動による支出	0
投資活動による支出	100
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	0
資金収入	100
業務活動による収入	100
その他の収入	100
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(助成勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	5,111,191
業務活動による支出	692
投資活動による支出	5,109,201
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	1,299
資金収入	5,111,191
業務活動による収入	91
その他の収入	91
投資活動による収入	0
財務活動による収入	5,111,100

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。